

活動シリーズ第38号

ベンリングノート

you are my last hop

あなたは、私の最後の希望(光)だ



人権活動に生きる効果的な手法とツール

法務大臣 受賞記念

法務省

Ministry of Justice

人権擁護委員

木村 優仁

Human Rights Commissioner

Masahito Kimura

ご挨拶

法務省 人権擁護委員 木村優仁



令和5年10月23日に、東京の法務省本庁において法務大臣表彰式が挙行されました。

小泉龍司法務大臣は、人権相談における丁寧な対応や、創意と工夫にあふれた人権啓発活動など被表彰者の方々の多大な功績に対し、心からの敬意と謝意を表するとともに、これからも健康に留意され人権擁護活動での変わらぬ活躍を要請された。

次に、「永年にわたり人権擁護委員として国民の人権擁護や人権思想の普及に多大に貢献したこと」により法務大臣表彰状をいただきました。

これは、島原人権擁護委員協議会から30年ぶりの受賞と言うことで、大変身に余る光栄なことです。

さて、わたくしは、2013年（平成25年）法務省の人権擁護委員に委嘱されてより、あらゆることに取り組み、それらを人権活動に生かしながら、

そして常に地域の実情や人それぞれに見合った活動に心がけてまいりました。

たとえば、問題や悩みが起きたときに自分だけでは、思案が堂々めぐりしてしまい、問題に問題を重ねてしまいます。わたしが相談を受けることは、相談者から問題を切り離してあげて、問題と距離を置き、第三者の立場（傍観者的）にしてあげることになっています。

いわゆる、もう一人の自分を作る作業をしてあげて、問題や悩みを抱えている自分を見つめること繰り返しながら問題や悩みが起きた以前に戻る手伝いをするようにしています。

世界的な活動組織としてオンブズマンがあります。**Ombudsman** と書きスウェーデン語です。行政に対する苦情を国民より受け付けて中立的な立場から原因を究明、是正措置を勧告して簡易、迅速に問題を解決する制度です。

具体的には「法の施行の監視して不法行為の是正、行政の改革、人権の保護」などで、行政を監視して個人の人権保護が目的です。

「**You are our last hope. (あなたは、私たちの最後の希望です。)**」という言葉は今までに三度ほど聴きました。ひとはオンブズマンとしてウクライナで最も影響力のある女性とされています。難民の多くから「あなたのような人が住んでいる国なら、子供や孫を育ててゆけると信じられます。」との声が寄せられています。

受賞を機に、悩み悩んで多くの相談場所を訪問したが、もうこれ以上行く場所がないと思っていたとき木村を知った。解決への最後の希望だと直感し、居場所を得たように木村の前に座った。Mr Kimura. you are my last hope.と思わず相談者の口からでた。

そのような人権擁護委員に成りたい。

誰もが生きてゆく過程の中で、心の占有割合の大小はありますが、悩みを持っており、それらを地域の中でとらえ、そして地域と共に考え改善する必要があります。

わたくしは現在、困っている方々に向き合い、共に解決の方向を探り、共に方法を見いだす作業に努めてゆくようにしております。

木村を人権擁護委員と知ってもらっていないと、木村はいないのと同じである。そこで住民（市民）の方々が抱える現状の問題点を把握するためには、住民（市民）皆様と接する機会（窓口）をより多く見いだす作業こそ優先させなければならないと思って日々活動しております。

どのようにしたら木村を知ってもらえるかを常に考え、新たな試みを実行に移し何が最善であるかを探りながら動いています。

終わりに、ボランティアで無料の啓発相談だからこそ、相談される方のきびしい評価がなされるものと、わたしは常日頃考え対応しています。無料だからこそ限りなく出来る楽しみや喜

びもたくさんあります。まず隣人へ、そして隣人から隣人へと人権活動を広め、理解していただく地道な活動こそ大切と考え、今日も地域を見つめながら歩き、そして、これからも地域と共に歩き続けようと思っております。

これまでのご支援ご協力に感謝申し上げます、お礼の挨拶と致します。ありがとうございました。

これまでの主な人権活動

◇ 年月日	◇ 組織での役割
<ul style="list-style-type: none"> 平成25年 4月 1日 平成30年 5月23日 平成30年 6月08日 平成25年 4月 1日 <p>(・啓発活動・南島原市と島原市の全校)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法務省人権擁護委員に委嘱される。 島原人権擁護委員協議会 会長 長崎県人権擁護委員連合協議会 連合副会長 南島原市と島原市の小学校・中学校・高校・支援学校の47校 人権集会・人権の花運動・風船打上・SOSミニレター 加津佐小(3年生) 45分:5年目 中学校:全国中学生人権作文コンテスト大会・SOSミニレター 高校: SNS(LINE)人権相談・人権同和教育(研修会)
◇ スタート年月日	◇ 講演会・研修会・人権同和教育の実施先
<ul style="list-style-type: none"> 平成25年05月14日 平成28年06月17日 平成29年12月05日 平成30年03月01日 令和04年11月01日 随時 	<ul style="list-style-type: none"> 企業経営団体(組織) 学校ハラスメント予防担当者向けの人権研修(教育委員会よりの依頼) 長崎県立島原工業高等学校(現在継続・7年連続) 復興事務所(国土交通省)事務所統合により3年間 島原税務署(現在継続) 長崎県立口加高等学校:公的相談委員:福祉関係職員
◇ 年月日	◇ 受賞関係
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年05月23日 令和03年05月19日 令和04年05月18日 令和05年10月23日 	<ul style="list-style-type: none"> 長崎地方法務局長 全国人権擁護委員連合会長 法務省 人権擁護局長 法務大臣

取材記事



8 木村優仁さんが法務大臣表彰を受賞

本市の人権擁護委員を務める木村 優仁さん(有家町)が、平成25年からの小・中学校や高校などでの人権相談や講演会の開催、ボランティアでの啓発相談など、人権意識の醸成に多大な貢献をされた功績が認められ、島原人権擁護委員協議会から約30年ぶりとなる法務大臣表彰を受賞されました。

木村さんは「明るい未来を実現するためには、自分らしくいることが大切であり、このことを実現するには地域での人権意識の向上は重要である。これからの1人ひとりが自分らしく暮らせるように活動を行いたい」と抱負を述べました。

- ・島原新聞(11月19日掲載)
- ・ひまわりテレビ(11月23日・24日の8回放映)
- ・かぼちゃテレビ(11月27日・28日・12月2日・3日・4日の13回の放映)
- ・南島原市広報誌(2023年12月号に掲載)

皆様、ありがとうございました。感謝申し上げます。

●松本市長:本市人権擁護委員を務める木村優仁さん(有家町)が永年にわたる基本的人権の擁護と自由人権思想の普及高揚に多大な貢献をされた功績が認められ、島原人権擁護委員協議会からは

約30年ぶりの法務大臣表彰を受賞されました。

木村さんは、平成25年から人権擁護委員として、小・中学校や高校などでの人権相談や講演会の開催、ボランティアでの啓発相談など地域の人権意識の醸成に多大なる貢献をいただいています。

受賞報告のため、11月9日に市役所を訪れた木村さんは「人が想像する明るい未来を実現するためには、その人がその人らしくあることが大切であり、このことを実現には地域での人権意識の向上は大変重要である。これからも1人ひとりが自分らしく暮らせるように活動に取り組んでいきたい」と今後の抱負を述べました。

松本市長は「木村さんのように多方面から市民を支えることができる人材は市にはなくてはならない存在です。今後も活動を続けていただけるように市として密に連携し、市民が自分らしく暮らせるように引き続きご協力をお願いします」と話しました。

■日時：11月9日（木曜日）午前9時：■場所：市役所 西有家庁舎

くらしの中で、困ったことはありませんか

◇長崎県内を中心に記載しておりますが、お住まいの市区町村でも同様の相談委員がおり機関や組織がありますので、ご参考にしてください。★ご注意：開催日時・場所など変更があるかも知れませんが、必ず事前にお問い合わせの上、ご利用ください。

- ◆人権相談（人権擁護委員が常駐）長崎地方法務局島原支局相談室：月・火・木：平日の10時
- ・特設人権相談：毎年6月と12月：10時より南島原市（8会場）・島原市（2会場）にて開催
- みんなの人権110番：☎0570-003-110
- 子どもの人権110番：☎0120-007-110
- 女性の人権ホットライン☎0570-070-810
- 子どものSOSミニレターでの人権相談
- 外国人の人権相談 ☎0570-090-911
- インターネットやLINEによる人権相談
- 長崎地方法務局島原支局：人権相談（人権擁護委員が常駐：月・火・木） ☎0957-62-2513
- SOSミニレターでの相談：毎年全学校に配付（小・中学校）：予備も各学校にあります。
- LINEでの相談（QRコード付のカード配付）
- 島原公証役場（遺言・相続・任意後見・各種契約）島原市田町675番地6 ☎0957-62-7822
- 長崎家庭裁判所島原支部・島原簡易裁判所 島原市城内1-1195-1 ☎0957-62-3151
- 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189（イチハヤク）
- 虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談
- いのちの電話 ☎0120-783-556
- いのちのSOS ☎0120-061-338
- 24時間子どもSOS ☎0120-0-78310
- よりそいホットライン☎0120-279-338
- チャイルドライン☎0120-99-7777
- 長崎県のコロナ人権相談☎095-894-3184
- 長崎県のDV相談：配偶者暴力相談支援センター ☎095-846-0565
- 国のDV相談：DV相談ナビ ☎#8008（はれれば）
- 性犯罪・性暴力被害者の支援センター ☎#8891
- 国のDV相談：DV相談プラス ☎0120-279-889（つなぐ・はやく）
- 法テラス：法的トラブル☎0570-078374／犯罪☎0570-079714／長崎☎0570-078362

自筆証書遺言書保管制度と付言事項



★遺言のおすすめ：遺言書は、公証人役場で作成する公正証書遺言書があります。令和2年7月に法務局で自筆証書遺言書を預かる制度がスタートしました。手数料は3900円で、家庭裁判所での検認の必要もありません。相談申請は、事前に最寄りの法務局の担当官に電話され予約してください。遺言書の有効の有無についてはチェックされません。

●心を届ける欄：相続させる内容を書いた後に、目には見えない相続もあります。最後の項目に、あなたの気持ちを伝えましょう。

「お父さんが、もしものときのために、この遺言書を書きました。優太とひとみとあさとは、3人で力を合わせて体が弱いお母さん（まさこ）を助けてあげてください。お母さんの病気の治療、施設への入居費用などお金が必要な時には〇〇銀行の預金を使いなさい。あなたの人生の始まりに私たちが、しっかりと付き添ったように、私たちの人生の終わりに、少しだけ付き添ってください。あなたたちが生まれてくれたことで、私たちの受けた多くの喜びと、あなたたちに対する変らぬ愛を持って笑顔で旅立ちたいのです。

終わりに、家族を大切にしたい人生を送ってください。お母さんをたのむよ。私たちの子どもに産まれてくれてありがとう。」

解除	● クーリング・オフ（契約解除通知書） ：期間内に発信すれば良い。電磁的記録（メール・FAX・業者のホームページ）でも可能。ハガキなら両面コピーして簡易書留で送り、専用フォームならスクリーンショットを撮っておく。
南島原市	○南島原市民相談センター（☎0957-82-3010） ★相談内容 ⇒ ①消費生活相談 ②多重債務相談 ③一般相談（人権・生活） ◇無料弁護士相談（法律全般） 毎月第1金曜日：場所は市内巡回 ◇無料司法書士相談会（借金・登記・相続・契約） 偶数月の第3水曜日：場所は市内巡回 ◇無料行政書士相談会（官公署提出書類・相続・遺言） 奇数月の第3水曜日：場所は市内巡回 ◇公証人相談会（遺言・相続・任意後見・各種契約） 毎月第2火曜日：市民相談センター ○社会福祉協議会（成年後見・福祉関係貸付貸出・法律心配ごと相談など） ☎0957-65-2888 ○無料法律相談：社会福祉協議会地域福祉課 ☎0957-65-2888 ○心配ごと相談：社会福祉協議会地域福祉課 ☎0957-65-2888 ○南島原警察署（本署：口之津町）☎0957-86-2110／有家交番 ☎0957-82-2450 ○南島原市役所○保護課（生活支援・保護）○福祉課（障害・福祉）○健康づくり課（年金・医療） ○DV相談：南島原市配偶者暴力相談支援センター（こども未来課）☎0957-73-6652
島原市・雲仙市	○長崎県弁護士会：長崎市栄町1-2 5長崎MSビル4階 ☎095-824-3903 ○長崎県司法書士会：長崎市興善町4番1号 ☎095-823-4777 ○長崎県行政書士会：長崎市桜町3-12中尾ビル5F ☎095-826-5452 ○長崎県土地家屋調査士会：長崎市桜町7番6-101号サンガーデン桜町1階 ☎095-828-0009 ○長崎県社会保険労務士会：長崎市桶屋町50-1杉本ビル3階B ☎095-821-4454 ○長崎県宅地建物取引業協会：長崎市目覚町3-1 9長崎県不動産会館3階 ☎095-848-3888 ○九州北部税理士会長崎支部：長崎市八百屋町2番地3 ☎095-821-0600
仙市・市外・県外・全国共通	○消費者ホットライン： ☎188（イヤヤ）又は、☎0570-064-370 ○長崎県消費生活センター：（長崎市・佐世保市など各市にもあります。）☎095-824-0999 ○国民生活センター： ☎188で繋がらないとき☎03-3446-1623 ○総務省の行政相談：きくみみ長崎 ☎095-849-1100（平日）8時30分～17時15分 ・県内市町にて行政相談委員が、毎月定例相談所を開設。きくみみ長崎にも直接相談出来ます。 ○南島原市商工会の相談（企業経営・金融・労働・税務・取引・共済・補助金）☎0957-73-9100 ○財務省長崎財務事務所（金融関係）☎095-827-7095 ○厚生労働省長崎労働局（労働問題）長崎総務課☎095-801-0020：島原☎0957-62-5145 ○島原公共職業安定所（職業相談・紹介、スキルアップを図るための職業訓練）☎0957-63-8609 ○南島原警察署警務課警察安全相談係（警察安全相談）☎0957-86-2110 ○緊急時は110番・緊急以外は警察安全相談室（悩みごと・心配ごと）全国共通ダイヤル☎#9110 ○南島原市地域包括支援センター北有馬本所☎0957-84-2633／布津サブセンター☎0957-61-1190 ○島原地域広域市町村圏組合介護保険課☎0957-61-9101（南島原市・島原市・雲仙市） ○交通事故巡回相談：島原市役所市民相談室 ☎0957-63-1111（内線184）直通☎0957-62-9100
◆意見聴取	○南島原市は、各支所の窓口に「市政への提案箱」を設置、ホームページ（HP）のトップ画面に「市民の声」があり、指定フォームで意見できる。 南島原市役所☎0957-73-6600 ○島原市は、「市長へのポスト」を市内12ヶ所に設置、HPのトップ画面に「市政へのご意見」があり、関係部署に直接メールできるようになっている。 島原市役所☎0957-63-1111 ○雲仙市は、HPのトップ画面の「こちら市長室」より「市長へのメール」とあって市長が直接読むとある。「市政への提言」があり指定フォームで、できる。 雲仙市役所☎0957-38-3111 ○長崎県庁は、HPのトップ画面の「知事の部屋」⇒「知事への提言」⇒「県へのご意見ご相談」。地方機関等に設置している「知事への提案ボックス・知事への提案レター」でも可能☎095-824-1111

★中間あとがき★

活動を早くより理解して支えてくれたのは母でした。不在の時の電話の取り次ぎなど積極的にしてくれました。母の生家の豊増家は1637（寛永14）年に勃発した島原・天草一揆後の1642年の幕府の移住命令により佐賀の鍋島藩の豪族であった豊増市衛門が南有馬に移住してきたのが初代である。水飢饉が続く中、地域の住民が安心して稲作ができるよう自費で曲堤（かねんとつつみ）作ったので「てぼじいさん」と呼ばれていた。大正14年生まれ母は、尋常小学校から高等女学校（高等小学校を経ず）に86年前に飛び入学し、さらに上の女子大を希望したが叶わなかった。（家内も同じ高校の出で実母の病気で夢を曲げている。）青春が戦争戦争で、さらに社会に貢献できなかった母が私の活動に託したのでしよう。特に島原工業高校や島原翔南高校をはじめ口加高校での講演活動には喜びをあらわしていました。

卒業前の高校での人権同和教育の実施概要のご紹介

◆当初の挨拶 ◆まず、次の内容を8分ほどお話しします。

みなさん、今日は、人権擁護委員の木村と申します。これからお話しするのは、人権の基本についてお話しします。直接、人権に関係ないと思うこともありますが、対人関係のヒントとして捉えてください。あとは、それらの注釈と応用。これからの8分間は聴いてください。その後は目をつぶっていて結構です。

まず、最初にお断りしています。私は、有家に生まれて、有家に育ちました。暑い日などはパンツ一丁でウロウロしている、何処にも居るおじさんです。早口の上、方言でしゃべりますので、聞きづらいかも知れません。

さて、人権の用語で、**人権感覚**があります。これは、人権が保護されていれば望ましいと感じ、反対に侵害されている状態を感知して「変じゃない。許せない行為だ」と気づくことです。

次に、**人権意識とは**、育んだ人権感覚と学習で「自分は人権侵害しない」と自分を律(りっ)することです。

わかりやすく言えば、周りの人に対しても、人として、していいこと、わるいこと。言っていること、わるいことを見極めながら生きていくことです。

分からなくなったら、自分に当てはめてみてください。

それは、自分が嫌だと思うことは、まわりの人にしないと、いうことです。

もうひとりの自分を作ってみて、時には、その自分に問いかけてみてください。

あなたが、パートナーや配偶者に、誰のお陰で生活できるのか、などの暴言などの嫌がらせをしたら、**DV**です。子どもが見ている前で夫婦間での暴言は、子どもへの心理的虐待(**面前DV**)にあたります。会社で、あなたが、部下や後輩に会社での地位立場を利用して、暴言や嫌がらせをしたら**ハラスメント**です。(職場内で解決しなさいと言う意味です。)

会社でのイライラを家に持ち込み、高齢の祖父母や両親や子どもに、暴言や嫌がらせをしたら、**虐待**となります。虐待は、障がい者・子ども・高齢者などの弱者に向けることです。

今の学校は、有名校の合格者数、一流企業の内定者数などを争って公表しています。有名大学への進学、一流企業への就職ばかり考えるのではなく、**社会人として、どう生きてゆくかが大切です。愚かなことは人と比べることです。あなたらしく生きていってください。**

社会に出ることは、出来るものと出来ないものを見極めながら、出来るものを伸ばし、出来ないものを出来るように経験を積みながら勉強していくことです。

皆さんは、英語は6年間やってきましたが、うまくしゃべれない人が多いと思います。話せなくとも世界共通語をお教えします。それは**ジェスチャー**です。

日本人は、町を歩いているとき外国人に道を尋ねられたら、英語は話せないと急いで去ってしまいます。外国では日本語が話せますかと言うと、話せると返ってきます。そして、忍者、漫画、富士やま、寿司と言うだけです。

これまで両親や家族に守られてきました。皆さんは、高校生のうちに成人になります。これからは自分で自分を守るようになります。

もし被害を被ったら、一人では解決できないと思ってください。相談することは、問題がおきたとき、話す相手が必要だからです。自分だけでは、思案が堂々めぐりしてしまい、問題に問題を重ねてしまいます。誰かにしゃべりながら考えると、思いがけない適切な改善策やアイデアが浮かんだりします。話すことで雑感とからみあった思念の糸が整理されるからです。**(カタルシス効果)**

世の中には運のいい人と幸せを運ぶ人がいます。皆さんも、付き合うなら幸せな人と付き合いなさい。 そうしたら自分も幸せな人生を歩むようになるからです。意地悪する人は不幸な人なんです。自分の不幸や不満を他に与えて自分を平準化したいからです。物に当たったり、家族に当たる人も同じです。幸せな人は意地悪しないのです。何故なら満たされており意地悪する必要はないからです。

会社でのパワハラをはじめ各種のハラスメントで、病気に成って社会復帰出来ないでいる人、ひきこもりの人、最悪には命をなくす人もいます。ひきこもりの人も、学校や会社に行きたいのです。命をなくした人も、生きたかったんです。だが生きる術をどうしても見いだせなかったんです。周りに声かける人、手を差し伸べる人、自分のことのように寄り添ってくれる人が

いなかったんです。わたしが、友だちを作りなさいと言うのはこのためです。心の拠り所と避難所先を多く持つことになるからです。

何事も全てがうまく行くとはいきりません。最悪の事態に成ったらどうすればいいのか。取り組む前から想定しておけば、最悪の事態に遭遇しても最良へ向かう手掛かりに成ります。トラブルに対応したときあなたが、どう対処したかが重要です。これを乗り切る力こそ真の能力(実力)です。

新天地では、人間ウォッチング(人間観察)をお薦めします。行動や会話、そして繋がりや行動・感情パターンがわかってきます。ひとり一人への対応が自然とわかってきます。注意するのは、人は一面で判断していけないことです。たとえば、几帳面な人が、いいかげんな面を見せます。ゆえに人は矛盾対立の人生、いわゆる調和をとっていないと生きづらいのです。どちらもその人なんです。

人間はもとより万能ではありません。間違いをよく犯します。また、人間が作る組織も制度も完全ではありません。仕事(業務)においては、必ず見落としや想定外の問題が起きます。

よって、自分が出来ないことは、出来る人にたより、そして、自分が出来ることで、周りの人が困っていたら、助けながら生きて行くような、暮らしやすく、生きやすい社会にしてゆくことです。皆さんも、そのひとりに成ってください。(聴く勇氣 頼る勇氣 踏み出す勇氣)

今から、具体的内容にはいります。これからの人生の参考にしてください。

●高校での人権同和教育のパワーポイントの資料(抜粋)●

●順序は左より右●企業・組織・団体・公務員でも活用可能●

人権研修～あなたは大丈夫？ 2023.11.07更新

パワーハラスメントと社会人に求められる人権意識



鳥原人権擁護委員協議会
法務省 人権擁護委員 木村優仁

●自己紹介●

●法務省●

- ◆鳥原人権擁護委員協議会 会長
- ◆長崎県人権擁護委員連合会 連合副会長

●総務省●

- 長崎行政相談委員協議会 会長
- 九州行政相談委員連合協議会 連合会長
- 公益社団法人 全国行政相談委員連合協議会理事
- 国際パブリックオムズマン
- 所属学会(国内)日本オムズマン学会
- (JOS)Japanese Association For Ombudsman Studies

●国際機関●

- 研究登録(国外)国際オムズマン協会(本部 オーストリアウィーン)(IOI) International Ombudsman Institute
- 研究登録(国外)アジアオムズマン協会(本部 パキスタンイスラマバード)(AOA) Asian Ombudsman Association (Islamabad, Pakistan)

●受章歴● ●中小企業大学長●南島原市長●長崎県知事●総務大臣 ●令和元年春の褒章 監獄受章●内閣総理大臣顕彰●法務大臣

- ★パワハラと社会人に求められる人権意識
 - ★職場のハラスメントとその対応
 - ★抑止力になる日頃の行動や対策
- テーマは希望に応じています。

★活動内容・所属組織など

◆本画面を表示して当初の挨拶を兼ねて本日の内容を8分ほどお話ししています。そのあとは、目をつぶっていて結構ですと言って始めています。

- 1. 人権関係の法律**
- (1) 日本国憲法
- 第11条 国民は、すべての基本的人権の享有
 - 第13条 個人として尊重
 - 第14条 法の下に平等
 - 第97条 人類の長い歴史の中で、命をかけた獲得
- (2) 刑法 (国と個人)
- ①傷害罪(204)②暴行罪(208)③脅迫罪(222)
 - ④強要罪(223)⑤名誉毀損罪(230)⑥侮辱罪(231)
- (3) 民法 (個人と個人)
- ①第415条(職場環境安全義務)②第709条(損害賠償)③第715条(使用者に代わっての監督者)

- 2. この人がした行為は、何罪？**
- (1)「あいつは、きもい」「お前は、うざい」
 - 侮辱罪(1年以下懲役:30万円以下の罰金)
 - (2)「あいつは、万引きしている」
 - 名誉毀損罪(3年以下の懲役もしくは禁錮または50万円以下の罰金)
 - (3)「顔を殴ったら赤くなった」
 - 暴行罪(2年以下の懲役もしくは30万円以下の罰金)
 - (4)「顔を殴ったら、歯が折れて血が出た。」
 - 傷害罪(15年以下の懲役または50万円以下の罰金)
 - (1)～(4)は親告罪(被害者が本人による告訴)
 - (5)「多くの買い物客の前で、土下座して謝れ」
 - 強要罪(3年以下の懲役)

- ★基本的人権
 - ・憲法と刑法と民法。そして個人との関わり
 - ・警察民事不介入
- ★刑法は次のクイズの参考のために要点を説明。
- ★民法は、職場に関係するもの

- ★問題を通じて刑罰の意図する内容を説明。
 - 社会生活の中でおきている事件を交えて説明。
 - ・告訴・告発・被害届・罰金・科料・過料・勾留
 - ・懲役と禁固の違い
 - ・強要罪には罰金刑はないなど。

3. 職場でのハラスメント

法令で定義

●パワハラ

★パワハラ防止法

●セクハラ

★男女雇用機会均等法

●マタハラ

●パタハラ

●ケアハラ

★育児・介護休業法

●倫理道德

●性差

●働き方

●休み方

●新型コロナ

★ハラスメントの対策を逆手に取る

●ハラハラ

定義なし

●モラハラ

★精神的攻撃

●ジェンハラ

★性別

●テクハラ

●ジタハラ

●コロハラ

●ワクハラ

★こんなハラスメント、知っていますか？

●リモハラ

★リモートワークの背景

●トリハラ

★とりあえず

●オカハラ

★土産渡さない

●ゼクハラ

★結婚要求・ゼクシィ

●ネットハラ

★SNS恋人募集

●ヌーハラ

★音をたててする

●ネンハラ

★年取いから

●フォトハラ

★許可なく写真

●ペイハラ

★医療従事者に圧力

●オワハラ

★終活終われ

●バレハラ

★チョコ要求

●コクハラ

★告白

★法令で定義されているものと、そうでないものを対比して説明

★学校や職場にあわせた最新のハラスメントと興味あるものを列記するようにしている。毎回更新

4. パワハラの定義(六類型)

1. 身体的な攻撃



2. 精神的な攻撃



3. 人間関係からの切り離し・無視



4. 過大な要求



5. 過小な要求



6. 個の侵害



厚生労働省あかるい職場応援団HPより

5-1. DV(ドメスティック・バイオレンス)

(1)DVとは(配偶者からの暴力)「DV防止法」

①身体的暴力

②精神的暴力

③性的暴力

④経済的暴力

◆子どもの目前でのDVも心理的児童虐待 面前DV

①被害→相談→人権擁護機関(法務局など)
 ・人権擁護委員・配偶者暴力支援センター
 ・婦人相談所・警察(診断書・被害届)
 ⇒ 第三者 ⇒ 裁判所 ⇒
 ⇒ 接近禁止命令・離婚



★パワハラの6類型・職場でおこりやすい具体的な事案にて分かりやすく説明
 ・叱責との違いなど

★DVの身体的・精神的・性的・経済的暴力の具体的な説明と通常の被害者救済方法の流れ。

5-2. DV(ドメスティック・バイオレンス)

②被害→相談→一時保護(民間シェルター)
 →自立支援(配偶者暴力支援センター)

●保護して隔離(行政手続)⇒子どもの転校、ハローワーク、自立支援制度、生活保護制度など生活全般の支援

(2)デートDV

交際中の相手から受ける監視・行動制限・束縛・暴力・強要されること

- DV防止法 ●ストーカー規制法
- 配偶者暴力相談支援センター
- 婦人相談所 ●警察
- 人権擁護機関(法務局など)
- お住まいの近くの人権擁護委員



6. ジェンダー(社会的な性)

1. 価値観が多様化する中、置かれた状況や能力や役割を社会的にとらえる。

- ①ジェンダーバイアス
- ②ジェンダーギャップ
- ③ジェンダーレス
- ④ジェンダーフリー
- ⑤ジェンダーニュートラル



2. 主な法律

- ①女性活躍推進法
- ②男女共同参画社会基本法
- ③男女雇用機会均等法
- ④育児介護休業法
- ⑤政治分野における男女共同参画の推進に関する法律



★身に危険を感じる場合の被害者救済の流れ
 ★何もしない親(育児放棄)
 ★虐待するのは母親でなく女親、父親でなく男親

★価値観が多様化する中、置かれた状況や能力や役割を社会的にとらえる。あらゆる角度より考察。
 ・日本では性別役割分担意識がまだ残っている。

7. 多様な性

(1)三要素

①からだの性別 ②性自認 ③性的指向

(2)三要素組み合わせで様々な性のあり方

●LGBT ⇒ ●LGBTQX+
 ●L(Lesbian) ●G(Gay)
 ●B(Bisexual) ●T(Transgender)

- クエスチョニング(Q:決めていない)
- エックス(X)ジェンダー(性自認が流動的)
- シスジェンダー:性別に違和感がない人
- SOGI(Sexual Orientation Gender Identity)
 ソジ(性的指向(好きになる性)・性自認(心の性))



★多様な性

・私は、早くよりLGBTQX+を言ってきた。
 ・あなたは女性なのにどうして女性が好きですかと聞かれたら、あなたは男性なのにどうして女性を好きなのですかと聞いてみる。
 ・地球に住む人はみんなSOGIである。

・日本人に多い姓(苗字)で、1位から4位の佐藤・鈴木・高橋・田中さんは、636.4万人います。日本人20人に1人です。LGBTの方は、13人に1人です。

8-1. 同和問題(部落差別)

- 日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分制度 士農工商(一部の人が組入れられなかった。)
- ①1871年(M04)明治維新政府は「解放令」
- ②1969年(S44)同和对策事業特別措置法
- ③1974年(S50)部落地名辞典
2016年にネットで公開され、差し止めの訴訟に発展
- ④2016年(H28)部落差別の解消の推進に関する法律
- 住む場所、職業、結婚、交際、服装など生活のあらゆる面で厳しい制限を受けてきた。
- 地域の出身であることや、そこに住んでいるというだけで、日常のさまざまな場面で差別を受けてきた。
- 我が国固有の重大な人権問題で、過去のことでなく、現在も続いている人権問題。

8-2. 同和問題(部落差別)

- ◆就職時における質問・調査・履歴書項目
 - ・信仰宗教・つき合っている人・結婚や出産予定・両親(職業・学歴・年収)・履歴書(本籍・性別・年齢・写真)
- ◆身元調査(就職や結婚等) ⇒ 記号
 - ・被差別部落出身者・在日外国人・家庭状況
 - ・思想や信条まで本人の同意なく突き止め提供
- ◆ヘイトスピーチ(ビラ・落書き・SNS)
 - ・人種・国籍・宗教など主体的に変えることがむずかしい事柄についての差別・屈辱・誹謗中傷する発言
- ◆えせ同和行為
 - ・理解が足りない理由で難癖付けて高額品を売りつける。
 - 同和問題を口実にして不当な要求
 - ・機関誌・高額図書・寄付金・協賛金・物品・広告



★我が国、固有の重大な人権問題で、過去のことでなく、現在も続いている。
 ★住む場所、職業、結婚、交際、服装など生活のあらゆる面で厳しい制限を受けてきた。地域(地区)の出身であることや、そこに住んでいるというだけで日常のさまざまな場面で差別を受けてきた。

9-1. ハンセン病

- ハンセン病は「らい菌」に感染することで起こる病気で、感染したり遺伝すると思われ長い歴史の中で偏見や差別が行われてきました。
- ◆1907年(M40年)「らい予防に関する件」制定「放浪らい」の人を療養所に入所させる。
- ◆1929年(昭和4年)「無らい県運動」ハンセン病は感染力が強いという間違った考えが広まり、偏見を大きくしたといわれています。
- ◆1931年(S6年)改正して「らい予防法」全国に国立療養所を設置して在宅患者も全て強制入所
- ◆1948年(S23年)優生保護法
- ◆1953年(S28年)らい予防法⇒1996年廃止

9-2. ハンセン病

- ◆2001年(H13年)国家賠償請求訴訟⇒国敗訴
- ◆2002年(H14年)4月「国立ハンセン病療養所等退所者給与金事業」を開始。◆啓発活動を積極的に行うなど、名誉回復のための対策を推進。
- ◆ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給補償金申請手続きが進んでいない。



菊池恵楓園

◆現在:退所 ⇒ 入所1000人(平均88歳)

★根強い偏見や差別はまだまだなくなっています。ハンセン病について正しい知識を持ち、その知識を周囲に伝えることで、みなさんも偏見や差別がなくなるような社会にしていってください。療養所の外で暮らすことに不安があって、安心して退所することができないという人も多くいます。

10. 立場によつての理解と思い込み、人権用語

- 言う方の気持ち ●言われる方の気持ち
- ①人、それぞれ感じ方が違う。
 - 何気なく言う「がんばってください」の言葉
- ②インフォームド・コンセント
 - 「説明・理解」それを条件にした「合意」
- ③パターナリズム
 - 先入観、思い込み
- ④アンコンシャス・バイアス
 - 無意識の思い込み・偏見
- ⑤暗黙の了解(ルール)
 - 日本人と外国人 ⇒ 決まり事を明文化



★何気なく言う。がんばってくださいの言葉

- ・災害時の避難場での言葉
- ・重い病気の方の見舞いのときの言葉
- ・避難所では、TKB48
 - トイレ・キッチン・ベッドは48時間内に用意する。出来ない場合は、人権侵害
- ・お薬手帳も大切
- ・先入観や思い込みや固定観念を捨てることより
- ・外国人でも決まり事などは明文化してわす。

11. 相反する心理・本質を見極めた基本的な対応

- ①アンビバレンス心理 人権用語・心理学
 - 前向きな気持ちと後ろ向きな気持ち
- ②矛盾対立の人生
 - 一面で判断するな ●相反する性格で平準化
- ③カリギュラ効果
 - 禁止されるほどやってみたくなる心理現象
- ④怒っている人に見たら
 - 何を守ろうとしているのか
- ⑤相談時の対応
 - 「まず、じっくりと聴き、否定しない」⇒長崎縣廳



★几帳面な人が、いいかげんな面を見せます。ゆえに人は矛盾対立の人生、いわゆる調和をとっていないと生きづらいのです。どちらもその人なんです。人は一面では判断してはいけないのです。

- ・人の話は、聞くのではなく聴くことです。
 - 聴くは、相手の目をじっと見つめ、一心にきくことです。(言葉にされない。声なき声を聴く)
 - ・怒っている人を見たら、「この人は何を守ろうとしているのだろうか」と瞳を望き込む。感情で、きたら感情で返さない。さらに冷静さを深めてゆく。

12. 普段の対応・無用が有用に

- (1)人間観察(人間ウォッチング)
- (2)信頼できる人(友人)を多く作る。
多くの人の目を借りて社会を見る
- (3)フォローする体制 役割分担・人間関係の構築
- (4)複数にて対応 正副・一人で完結しない。
- (5)感情と理屈
- (6)職場環境(いつもと違うと感じたら)
記録(メモ・日記)・録音・録画(サンロク)
- (7)無用と思ったものが有用に
 - ① 文字の効力の再確認(手紙・ハガキ・メール)
謝るときに重宝・思いを落ち度なく伝えられる。
 - ② 懐中電気・マッチ・ロウソク・公衆電話
・くみ取り式便所・うちわ・井戸水・電池・ラジオ
- (8)AI(人工知能)と人間



★就職しての新天地や転勤での新職場

- ・人間ウォッチングをする。
- ・職場は、上下関係ではなく役割分担
- ・友人をつくる。友人の数だけ避難先が増える。
- ・東大や京大ばかりで社会はまわっていない。
- ・学校の成績ではなく、トラブルに成ったときの対処方法が能力です。
- ・散歩の時にひらめく。(ダーウィン・ベートベン) デフォルトモードネットワーク (DMN)
- ・文字(手紙)の効力・謝るとき・挨拶など思いを落ち度なく伝えられる。読んでもいいんです。
- ・無用と思った物が有用になるんです。

◆国(総務省)の行政相談制度とは

1. 行政相談制度

行政全般(国・県・市町村の仕事)についての苦情や意見や要望を受けし、その解決や実現の促進を図るとともに、それらを行政の制度及び運営の改善に反映させるお手伝いをしており、本制度は、**オンブズマン制度的機能**も発揮しております。



2. 行政相談とは(全国共通0570-090-110)

多種多様な問題に対応するため、行政には、いろいろな窓口が設置されており、**何処に相談していいのか困った時**
①適切な相談窓口や関係機関にお繋ぎします。
②要望・意見・提案は、関係機関や部署に連絡して改善されるよう要請します。きくみみ長崎:095-849-1100

◆行政相談委員ってどんな人？

- 1. 行政相談委員は、総務大臣が委嘱
全国に5,000人いて、全国津々浦々、国民皆様のお住まいの近くで活動しています。
行政から暮らしの身近な相談まで受けています。
①困った時の行政相談・困ったら1人悩まず行政相談
②何処に相談していいのか迷った時の行政相談
③些細なことと躊躇せず、まず行政相談を

2. 高校生の何気ない通学時のバスの中より見るいつもの風景。

①堤防の崩壊で国道及び通行車が潮水をかぶっており、運転に支障があり、事故に繋がる可能性もあるのではと修繕を要望



★行政相談制度とは★行政相談とは

13. 社会の仕組みに戸惑わない・詐欺的行為

- (1)取引形態とクーリグオフ
 - ・訪問販売・電話勧誘・エステ(8日)
 - ・マルチ商法・内職・モニター(20日)
 - ・通知書(契約の解除)⇒簡易書留・配達証明
 - ・クレジット会社に通知・電磁的記録(スクリーンショット)
- (3)各種詐欺
 - ①点検:見にくい箇所(瓦・シロアリ)
 - ②訪問買取 ③権利貸し
 - ④メール(重要書類・未納案内・再登録)
- (4)SNS(＃・＃)とネットショッピング
 - ⇒まず返品方法の確認・アフターサービス・送料・保証期間
 - ⇒重要なことが文字が小さい(スクロール・画面が小さい)
 - ⇒極端に安い商品 ⇒ 定期購入(?)
- (5)ステルスマーケティング(広告と表示せず)
 - ⇒有名人・インフルエンサー・栄養士・医学博士・大学教授



★行政相談委員とは★高校出前教室での要望事案

14. 日頃から抑止のために

- ① 記録・日記・メモする。(スマホ・カメラ) 記録するクセをつける。
- ② ポケットに、ボイス(IC)レコーダー
- ③ 自家用車に、ドライブレコーダー
- ④ 自宅に、防犯カメラ(月に一度は家の周りを観察)
- ⑤ 自宅の電話は、番号表示、録音機能付
- ⑥ SNSで unnecessaryな発信や閲覧をしない。
- ⑦ 外出時はメモを置くか、家族共有黒板などに訪問先等を記入 (コミュニケーション・メッセージボード)
- ⑧ 身近に相談できる3人をもつ(人生は心強い)
●医療の専門家 ●法律の専門家 ●身近に相談者
- ⑨ 人間観察(ウォッチング)
- ⑩ 家族(両親・子ども)と時折連絡をとる。
- ⑪ 日頃より避難先の確認と確保
複数あったら選択できる。
- ⑫ 便利(ペンリングノート)の作成



★18歳成人で結婚・契約が可能だが、ひとりで判断しない。通帳は奥さんと、印鑑はご主人と分ける。友人知人にもうけ話をすすめられたら「そんなに儲かるならお前がやれ」と言ってやる。

★12条の抑止力となる日々の行動
★相手が録音機器を持っているものとして対応する。

15. ペンリングノート(便利リングノート)

- 日常生活で突然被害を被ったときに、慌てないで対処するため、あらかじめ対処方法や依頼先を記載しておくに便利です。
- ① 緊急時・コロナ感染と後遺症・急病(救急病院)・災害(地震・台風・火災)時の住宅修繕・電気・水・避難先・交通事故
- ② 財産管理・キャッシュカード(預金通帳)・クレジットカード
- ③ 健康管理・生活必需品の備蓄・お薬手帳・健康手帳・保険証・高齢者サポートサービス(見守り・安否確認・身元保証・生活支援・死後事務)



16. 緊急連絡先の事前管理

- 警察110●救急車・火災119●公衆電話や固定電話は場所の特定が早い。*GPS機能を有効に*無闇に他に電話をかけない。警察が折返し電話ができればいい。交通事故などの現場の動画、写真を、専用のURLから送ってもらう「110番映像通報システム」・救急の到着まで●海上事故118●災害用伝言板171●児童相談所 189●消費者ホットライン188●警察に相談●9110(緊急以外の相談)●救急相談センター●7119●小児救急相談 (1ヶ月から6歳) ●8000●道路の緊急通報 ●9910●内閣府 性犯罪●8891●警察 性犯罪●8103

◆抑止力を食で

- 1. 今日のカ ①粉物◆もち・うどん・パン
- 2. 明日のカ ②ごはん(白米)
- 3. あさってのカ ③玄米・全粒粉穀物・おかず付ご飯
・食物繊維、ビタミンB1・B6・E・葉酸・鉄が豊富。酵素⇒ギャバ(ペプチドが血管機能改善し血圧降下)
- 4. 発酵食 ④納豆・味噌・醤油
- 5. 幸せとは ⑤平穏な日々
- ①ちゃんと3食、食べられる。
- ②ゆっくり寝れるところがある。
- ③しっかり見守ってくれる人がいる。



★何かがあってから、職業別電話帳やネットで業者を捜すんですか。事前に調べておきましょう。
★生きてるときこそ快適に暮らしたいものです。

★食事が作れない仕事はどんな仕事ですか？
★遅刻して、ただ聞かれたことは、「朝飯食べたか」
★味噌汁の作り方教えてください。

◆わかりやすい言葉・やさしい言葉

1. 死亡届 ⇒ 父死んだ
2. 避難してください ⇒ 逃げろ
3. 運転を見合わせています ⇒ 乗れない
4. 飲食はご遠慮ください ⇒ 食べたり飲んだりダメ
5. 詐欺の可能性あります ⇒ 詐欺の疑いあります
6. 土足厳禁・少なくない ⇒ イエス、ノーか遠回しの言い方
7. 決定事項は、外国人にも理解できるよう明文化する。



- * やさしい人です幸せ120% ⇒ 200%で
- * 傍観者効果 ⇒ 誰もしなと思って自らが動く。
- * だろぼう ⇒ 状況によっては火事だ！が効果大
- * 老若男女(ろうにやくなんによ) ⇒ みんな・だれもが
- * ladies and gentlemen ⇒ 「all passengers」
「everyone(ジェンダーニュートラル) everybody

◆みんな同じ人間だ。

1. 日本人は、外国人に英語が話せますかと、話しかけられると、逃げるように去る人が多いです。
2. 外国では、日本語が話せますかと言うと話せると答え、すし、アニメ、フジヤマと言ってきます。
3. 我々は、日々多くの英単語を使っています。
4. 状況を把握して、媒体など活用すればよい。
5. 身ぶり手ぶり、いわゆる 人は「ジェスチャー」・「ボディランゲージ」という世界共通の素晴らしい意思疎通のツールを持っています。
6. まず最初は形容詞・敬語は抜いて伝える。
7. Kimura-san, you are my last hope.
8. I love you, because you are different from others.

★行動に沿った分かりやすい日本語。現場に複数人いたら、あなたが指示する。★日本語は最後まで読まないYESかNOか不明

★返事メールは必要単語で回答。海外のレストランでは食べている人の料理を指さします。イタリアの地方では英語も無理だったので、身ぶり手ぶり。

17. もしも罪を犯していないのに逮捕されたらあなたは どうしますか？

- ◆原則72時間拘束、その後10日以内勾留。さらに10日で最長23日間警察留置場などで孤独。
- ◆逮捕されたら自分で電話はかけられないので、あなたが警察官や裁判官に「当番弁護士を呼んでください。」と言えば弁護士会に連絡が入り当番弁護士が面会に来る制度。家族や知人の方からも依頼可能。
- 最初の出勤費用(1回)は弁護士会が負担、無料
- 長崎地区・離島地区 * ☎095-823-1236
- ◇弁護士会ページ⇒相談したい⇒弁護士に相談出来ること⇒逮捕されてしまったら⇒すむ
- 当番弁護士制度です。
- ◇国選弁護士とは違います。



18. 各種相談先



- (1) 相談先(内部)
 - 直属の上司 ● 別の部署の上司
 - 人事部(課) ● 社内コンプライアンス部署
 - 労働組合 ● 職場の監督者・サービス監督者 ● 任免権者
 - 人事院公平審査局職員相談課 ● 総務・人事担当課
 - 人事委員会 ● 教育委員会・教育センター
- (2) 相談先(外部)
 - 都道府県の労働局(総合労働相談コーナー)
 - 労働基準監督署 ● 市区町村の人権相談窓口
 - 法テラス(日本司法支援センター) ● 社会保険労務士
 - 都道府県弁護士会 ● 弁護士 ● 警察署
 - お住い近くの人権擁護委員(全国1万4千人)
 - 全国の法務局

★当番弁護士制度(国選弁護士とは違います。)

★各種相談先(内部・外部)・頼れる人が身近に

●人権機関への相談方法●

- ◆子どもの人権110番(0120-007-110)
 - ◆みんなの人権110番 0570-003-110
 - ◆女性の人権ホットライン(0570-070-810)
 - ◆インターネット相談
24時間365日相談を受け付けています。
- インターネット人権相談
- ◆全国市区町村にいる法務省 人権擁護委員
 - ◆全国の法務局長崎地方法務局 島原支局
 - TEL:0957-62-2513
 - 平日:午前8時30分から午後5時15分まで



NO-1 先輩たちの要望・意見・相談事案



★お住まいの近くの公的相談所です。

★記載しやすいように前年の要望事案を説明

NO-2 海岸の堤防の修繕とバス停の整備



■また会える日を

- 人生で困った時には、本日の人権研修を思い起しお近くの法務省人権擁護委員にご相談ください。
- 本日の人権研修にご協力いただきまして誠にありがとうございました。また何処かでお会いできる日を楽しみにしております。お元気で!

法務省 人権擁護委員 木村優仁

相談専用 090-1362-0138

●こちらからでも、ご相談いただけます●
http://www.minamishimabara.com
arie@minamishimabara.com

●困った時の相談メールアドレス(QRコード)

★高校生がバスの通学時に何気なく見るいつもの海岸風景。堤防の崩壊で国道を通行する車両が潮水をかぶるので、運転に支障があり、事故に繋がる可能性があるのではと、高校出前教室の開催を機に修繕の提案と要望。高校前の上り下りのバス停の改善

● 小学校での人権教育の実施概要 (45分) ●

◆小学生向・人権(風船・ミニレター・教室)

1. 人権の花運動・人権のふうせん打上
 2. SOSミニレターでの相談
 3. 人権教室(45分間の例)
 - ①人権擁護委員のお仕事
 - ②頼る勇氣
 - ③安全な距離
 - ④みんな違って当たり前
同じ体験をしても感じ方が人それぞれ違う
 - ⑤人形劇:ペープサート(パワーポイント・DVD)
 - ⑥手話と歌(花咲山・ビリーブなど)
1. ①～④までが15分 ⑤が15分(希望可・委員が演じる)⑥15分(数曲準備・希望可)



1. 人権擁護委員とは
2. 聴く勇氣 頼る勇氣 踏み出す勇氣
3. あいさつの大切さ
朝起きて家族に、安全確保してくれる地域の方々に、お友だちに、先生に挨拶と言う漢字のおぼえ方。
オ (て) でムリ矢り、オ (て) でくくくつた
とこどもたちと合唱する。
4. 病気に成ったら、どうしますか。
5. 雪が溶けたら、何になる。
同じ体験でも、人それぞれ感じ方が違う。
6. 勇氣のお守り
7. 自分の胸に手を当てて

こどもたちをめぐる人権問題にはいじめや不登校、体罰、児童虐待など様々なものがあります。転校生へのいじめがテーマとなっている「勇氣のお守り」と、学校裏サイトへの書き込みやメールなどを悪用したネットいじめに焦点をあてた「自分の胸に手を当てて」です。いじめの解決と、こどもたちに「一人一人が大切な存在なんだ」と気付いてもらうことを目的として作成されています。
*法務省の人権擁護局で作成された人権啓発動画等(人権啓発コンテンツ)より引用
◀ *GT (guest teacher) 早くよりゲストティチャーとして職場体験などにも協力

● 中学校での人権教育の実施概要 (45分から50分) ●

◆中学生向・人権(作文・相談・SNS・教室)

1. 全国中学生人権作文コンテストへの参加
2. SOSミニレターでの人権相談
3. SNS(LINE)での人権相談
4. 人権教室・集会
 - ①ネットトラブル
 - ②同和問題・ハンセン病
 - ③デートDV
 - ④多様な性(LGBTQX+)
 - ⑤災害と人権
 - ⑥障がいのある人と人権
 - ⑦DVD鑑賞(朗読動画「名前」・リスペクトアザーズ・いじめをなくすために、今)



1. 関心のあるSNSも取り上げる。
2. 地震など災害も取り上げる。
3. 左記の①から⑥のテーマとした人権啓発ビデオ(DVD)もあります。
朗読動画「名前」は、「全国中学生人権作文コンテスト」入賞作品の作者の中学生が、日常生活のなかで「人権」について理解を深めていった〈気付き〉のプロセスを描いています。また、「いじめ」、「風評による偏見や差別」「震災と人権」、「お互いをリスペクト(尊重)すること」をテーマにした3編のドラマを通して身近なところから「人権とは何か」「人権尊重とはどういうことか」といった、人権への〈気付き〉を促すことを目的として作られています。*法務省人権擁護局の作成された人権啓発動画等(人権啓発コンテンツ)より引用
さらに、ヤングケアラーについても触れることができます。子供や生徒でもひとりの社会生活者として対応して介護保険等の利用等も提案しています。
◀ (会長として挨拶)
*第40回全国中学生人権作文コンテスト
長崎県大会 入賞者 授賞式 朗読会
*日 時: 令和3年12月4日(土) 10時
*会 場: 南島原市「世紀の泉」
*参加校: 島原市立第一中学校・南島原市立有家中学校
*出席者: 両市長・両教育長・校長・教頭・先生
保護者・人権擁護委員・新聞社・テレビ
*当日の様子が、長崎地方法務局ロビーにて放映

◆人権研修（人権同和教育）の実施内容◆ ■テーマは希望に応じます■



■人権教室・人権集会（小学校）

1. 子どもの人権と人権擁護委員の役割
(クイズとナゾナゾ)
2. SOSミニレターのやりとり
(勇気のお守りのアニメ)
3. ペープサート「紙人形劇」
4. 手話と歌

★保護者向けの人権研修はご相談ください。



■人権教室・集会（中学校）

1. 人権知識の基本的理解／関連法律
2. 立場よっての理解
3. いじめ問題と人権意識
4. 各種ハラスメントと傍観者エピソード
5. ネットトラブルなど各種トラブルに遭遇したら
6. 抑止となる日頃の行動
7. もしも罪を犯していないのに、突然逮捕されたら
8. 法務局の業務（登記・自筆証書遺言書保管制度など）



■人権研修（高校生）

1. 人権知識の基本的理解／関連法律
2. 人権意識と立場よっての理解
3. 職場における各種ハラスメントとその対応
4. ネットトラブルなど各種トラブルに遭遇したら
5. 抑止となる日頃の行動
6. もしも罪を犯していないのに、突然逮捕されたら
7. 未来食と味噌汁の作り方
8. 法務局の業務（登記・自筆証書遺言書保管制度など）



■人権研修（企業・組織・団体・公務員）

1. 人権知識の基本的理解／関連法律
2. 人権意識と立場よっての理解
3. 職場における各種ハラスメントとその対応
4. 職場でトラブルに遭遇したら
5. 抑止となる日頃の行動
6. もしも罪を犯していないのに、突然逮捕されたら
あなたはどうしますか？
7. 法務局の業務（登記・自筆証書遺言書保管制度など）

●人権研修内容（テーマ）は希望に応じます。

・高等学校

1. 人権知識の基本的理解
2. 各種ハラスメントの対応と社会人としての人権意識
3. 職場のパワハラと社会人に求められる人権意識

・一般社会人

1. 職場のパワハラと社会人に求められる人権意識
2. 職場の各種ハラスメントとその対応
3. 人権意識と各種のハラスメントとその対応
4. 抑止力になる日頃の行動や対策

◇講演・講習・研修実績

学校ハラスメント予防担当者・教師／小学校／県立普通高校／県立工業高校／公的相談委員
研究会／福祉法人の職員／NPO法人（障害者福祉施設職員）／企業経営者の会／国家公務員

■次のことも実施しています。

- ◆人権教材の貸出（DVD）
- ◆スマホケータイ安全教室
- ◆人権ふうせん打上（小学校での指定校のみ）

学校長 殿・人権同和教育(研修)担当先生
企業・組織・団体の人権研修担当者 様

人権研修を開催しませんか。(無料です)



研修風景

初めまして法務省の人権擁護委員の木村と申します。
幼稚園や小学校で人権講話の前に「病気に成ったら皆さんはどうしますか。」と聞くと「病院に行きます。」と答えます。出来ないことは出来る人に頼ることをお話しします。

また、法的問題で困った時には、司法書士や弁護士さんがいます。生活で困ったら市役所に相談窓口があります。

いじめや各種のハラスメントや差別やネットでの誹謗中傷を受けたら人権擁護委員がいます。

このように、困った時に我々のような相談委員や相談機関や専門家が、身近にいることを知っていただくために、卒業前の生徒を対象に開催しています。

被害を受けたら、勇気を持つことです。勇気とは、相手に立ち向かう勇気ではなく、人間は万能ではないので、できる人にたよる勇気を持つことです。

意地悪する人は不幸な人なんです。自分の不幸や不満を他に与えて自分を平準化したいからです。物に当たったり、家族に当たる人も同じです。物は言い返せないし、家族は自分の所有物と思っているからです。幸せな人は意地悪しないのです。

社会に出て人間関係で困ったときの対処の仕方を学校では習ってきていません。よって、戸惑ってしまい、すぐつまづいてしまう人が多いのです。本研修は、事前に知っておけば、慌てずに対処できるためのものも含めています。これまで、両親や家族に守られてきました。これからは、自分で自分を守ることになります。

人権侵害を受けて病気に成って社会復帰出来ないでいる人、ひきこもりの人、最悪には命をなくす人もいます。

ひきこもりの人も、学校や会社に行きたいのです。命をなくした人も、生きたかったんです。だが生きる術をどうしても見いだせなかったんです。周りに声かける人、手を差し伸べる人、自分のことのように寄り添ってくれる人がいなかったんです。

自分が出来ないことは、出来る人に頼り、そして自分が出来ることで周りの人が困っていたら、助けながら生きて行くような暮らしやすい社会にすることです。皆さんも、そのひとりに成ってくださいと結んでいます。

●開催についてお願い

★会場・スクリーン・プロジェクター・ポインターの準備と参加者人数の資料の印刷をお願いします。

★開催は無料です。一度、ご検討ください。

★テーマ例（卒業前の生徒）：

- ①職場のハラスメント対応と社会人としての人権意識
- ②基本的人権と人権意識の向上

◇ご連絡先

島原人権擁護委員協議会（担当：木村）
（長崎地方法務局島原支局内） ☎ 0 9 5 7 - 6 2 - 2 5 1 3

=メモして60年 (routine など抜粋) =

●至る所にペンとメモ用紙を置く。依頼されたことは(現況を添えて)全て回答する。会った人には次の日に(現在取り組んでいることなど添えて)お礼メールする。●雨・台風・正月でも毎日6000歩以上歩く。●歩いていると、ふとひらめき、アイデアが生まれる。●お金は、子や孫には直接渡すようにする。●おいしい料理には、おいしい空気がまざっている。●定年やリタイヤ後に、古里に帰って培った技術や知識を地域に生かしてください。●人生は、日々、選択・決断・実行の繰り返し●失ったものは二度と取り戻せないものが多い。失って初めて気づく。●老人が昔のことを繰り返して話すのは、楽しく幸せな時代に戻って味わっているから。●部下にも「です。ます。」で話す。お願いするときは疑問形にする。(この書類の整理お願いできますか?) ●役者はカメラが向いていないときこそ演技に心を込める。ちゃんと見ている人がいるのだ、出演依頼が絶えない。表彰も自ら手を上げて貰えない。ちゃんと見ていてくれる人がいるから。●世の中には、矛盾したことやつじつまが合わないこともある。●男が寿退社? ●住宅の室温18度以下になると人権侵犯(侵害) ●怒っているあなた、あなたは寿命を縮めてまで何を守ろうとしていますか。心拍数(1分間):ハツカネズミ400回(寿命3年)・人間65~80回(80年~90年・実際は半分)・カメ10回(150年) ●親の職業を選択する子はいりますが、退職したら公的委員に成りたいと思う担当者はあまり聞かない。●AI(生成AI)と人間:的確な命令者(プロンプトエンジニア)。最終的には人間が謝る。●グチネットきむら(何でも):電話090-1362-0138 ●講演会の途中で、必ず2~3個ほど笑えるなぞなぞクイズを入れています。●ストローはプラスチックから紙に変えました。「そんなことより直接飲め。」●郵便で投票が出来ます。「郵便局に行けるなら投票場に行く。玄関までポストを持ってこい。」●自転車の違法駐輪●何日か前の食事内容を思い出す方法。●雪が溶けたら何に成る。●主人に夕食を聞くと「なんでもいいよ」と返事。●野菜中心の生活

= これより個人情報:個人年表 =

昭和46年04月01日	・麺と出会う。(2024年で53年目):両親が島原手延そうめんの製造を開始
昭和46年07月01日	・博多天神ライブ喫茶照和で演奏するリグビーに出会う。
昭和50年05月01日	・音楽事務所作曲部に籍を置く
昭和52年04月01日	・クラリオン販売促進部(後の宣伝部・当時のクラリオンガールは烏丸せつこさん)
昭和52年04月01日	・九州陸上無線協会設立委員(九州電波監理局内:熊本市)
昭和56年02月01日	・Uターンにて商工会:ワープロ・パソコンと出会って、2024年で43年目
昭和57年11月01日	・温泉神社ありえ夏越祭(16年間)
昭和58年04月01日	・中小企業庁・中小企業大学入校(創業支援大会で最優秀賞及び大学長賞受賞)
昭和58年11月01日	・工業統計調査員・第1回有家町産業祭・59年ばってん荒川さん・60年川中美幸さん
平成02年04月01日	・保育園保護者会長:有家町保育園保護者会連絡協議会の連合会長(5つの園)
平成03年05月18日	・熊本県牛深市の旅館で街づくりで単独懇談(元NHK 鈴木健二氏)館長時代
平成09年04月01日	・各種補助事業をスタートさせる。18年までの10年間
平成09年05月09日	・有家町遺跡文化活用による街おこし事業をスタート(スペインとの交易)
平成10年04月01日	・地域後継者先進地視察研修(揖保・小豆島)・メンテック21創造開発会議
平成10年10月21日	 <p>・郷土の麺の匠である中川慶博氏が開発したハイブリッド輪状二層麺(異質麺帯の融合製品)をローマ教皇・ヨハネパウロ2世に献上、セビリア大聖堂に献上、スペインセビリア市長及び商工会議所会頭に贈呈。 ・天正遣欧少年使節の足跡を辿る旅(ヨハネパウロ2世ローマ法王に謁見)・銅版画「セビリアの聖母」を復刻してヨハネパウロ2世ローマ法王に献上、その後版画展がスタート・スペインセビリア市表敬訪問・イタリアキエーティ市表敬訪問、その後毎年、天正遣欧少年使節は派遣されている。</p>
平成11年04月01日	・有家町技おこし事業スタート:有家町技おこしグループを組織
平成11年11月11日	<p>・世界初の即席カップ冷やしそうめん開発(村おこし・技おこし・町おこし) ・即席カップ有家そうめん開発(あったか麺)池袋サンシャインコンにて記念発売 ・全国の賞を受賞・県知事表彰・町長表彰 ・有家町商工物産振興会設立(合併まで)経営企画室兼開発室長</p>
平成13年06月01日	<p>・総務大臣より行政相談委員に委嘱 ・「あなたの意見が生かされる」のPC(パソコン)用ホームページを発信 ・南島原市くらしの総合行政相談所開設(第2・第4木曜日)夜に開催</p>
平成13年08月01日	<p>・むらおこし白書に掲載:官民一体となった手延そうめん振興事業への取り組み ・有家町産業祭りから第1回ありえ浜んこらまつりに名称変更</p>
平成13年10月01日	・職場体験・総合的学習時間GT
平成13年10月16日	・長崎県緊急雇用対策事業を受ける。(年間12名採用)

平成14年11月01日	・有家町地域経済振興対策事業・有家町地域商業工業振興事業 ・海の記念にて（ハウステンボス迎賓館）行幸行啓産品（天皇皇后両陛下）に指定
平成14年11月01日	・ふるさと振興奨励賞：「地域産物を生かし顔の見える産地をめざして」
平成15年01月25日	・南米にて食材調査・アンデス生物食文化研究所（ウルトラマカ・スーパーキヌア ・アマランサス）：他には中国（北京・上海）・ベトナム・カンボジア・台湾・タイ ・沖縄・北海道・東北・北陸にて食材調査
平成16年04月01日	・ありえ一店逸品蔵めぐりをスタート・長崎県商店街再発見支援事業（2年間）
平成17年09月01日	・有家町合併記念事業（長山洋子さん）
平成18年04月01日	・小規模事業者新事業全国展開支援事業をスタート：NHK・NBC・KTN ・NIB・NCC・かぼちゃテレビ・ひまわりテレビ・FM島原の取材と放送 ・朝日新聞・長崎新聞・島原新聞・毎日新聞・西日本新聞に掲載 ・南島原市個人情報保護審議会委員（平成23年4月より委員長） ・日本オンブズマン学会に所属
平成19年09月11日	・特定非営利活動法人（NPO法人）「障害者自立支援センター」最高顧問 ・特定非営利活動法人（NPO法人）「障害者就労支援センター」相談役
平成20年04月01日	・西有家に配置転換・みそ五郎まつり（事務局 5年間） ・総務省の高校出前教室（長崎県立翔南高校・長崎県立口加高校）スタート
平成21年06月07日	・北欧スウェーデン訪問：オンブズマン制度発足200周年記念式典 ・スウェーデン議会主催・カール16世グスタフ国王王妃ご臨席のもとストックホルム市庁舎・ブルーホールにての晩餐会に招待を受け出席
平成23年02月10日	・高校出前講座スタート（翔南高校・口加高校）
平成24年08月01日	・天正遣欧少年使節の足跡を辿る旅：ベネディクト十六世ローマ教皇に謁見 ・ポルトガル・エヴィラ市長表敬訪問・イタリアキエーティ市長表敬訪問
平成25年04月01日	・人権擁護委員に法務大臣より委嘱さる。
平成27年05月26日	・日本オンブズマン学会創立10周年記念書籍：「日本と世界のオンブズマン」に執筆。第一法規4070円（全国書店や通販にて）
平成27年09月11日	・アジアオンブズマン学会&研修会（東京京王プラザホテル・静岡）
平成28年06月17日	・人権研修：学校におけるパワハラとその対応 ハラスメント予防担当者（市内小中全校）：ありえコレジヨホール
平成29年12月08日	・人権講演講習会（長崎県立島原工業高校）スタート 2024年で8年目
平成31年01月01日	・地域リーダー養成専任講師に就任（委員25名・大学教授等8名） 長崎県・広島県（中国四国管区）にて講演実施（以後コロナで中止）
令和04年04月01日	・スマホ用WEBサイト発信
令和05年04月～5月 令和05年06月06日 令和05年06月20日	・長崎行政相談委員協議会 会長再任 ・九州行政相談委員連合協議会 新連合会長 ・公益社団法人 全国行政相談委員連合協議会 全国より8名が運営理事者として選出され就任しました。

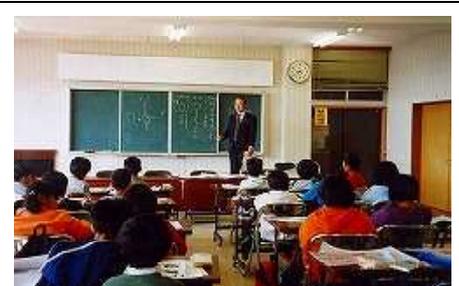
●総合的な学習の時間でのGT（ゲストティチャー）職場体験・職場訪問・地域の商工業●



職場体験前のおはなし



グループにて職場訪問



地域の商店や工業のおはなし

◇出会った方々（抜粋）：タレントの山本華世さん・長寿食の日本の第一人者の永山久夫さん、ばってん荒川さん、歌手の川中美幸さん、三沢あけみさん、北山たけしさん、長山洋子さん、ジェロさん、俳優の梅宮辰夫さん・元NHKの鈴木健二さん・梅沢富美男さんと劇団・吉本新喜劇劇団一行（桑原さん、浜さん）・漫才のオール阪神巨人さん、大木こだまひびきさんをはじめ多数、フォークの高田渡さん、遠藤賢司さん、三上寛さん、加賀良さん、因幡晃さん、NHKアナウンサーの森田洋平さん、NHK長崎の山本美穂さん、料理研究家の藤野嘉子さん、ブライアンパークガフニさん、宝塚宙組さん、モンゴル馬頭琴一団さん、世界のオンブズマン、日本オンブズマン学会会員の各大学教授、市長・知事・弁護士、各分野の専門家、総務省や法務省の幹部や職員さん、新聞社、テレビ局、ラジオ局をはじめ多くの方との出会いがありました。縁に恵まれ、さらに幸運が重なりました。

オンブズマンとは

市区町村への制度導入



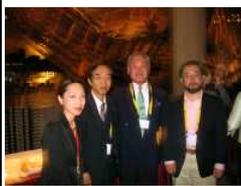
世界（各国）のオンブズマン 365名（私もどこかにいます。）

634年、第2代カリフ・オマール1世は、夜間変装して首都のバクダットを歩き国民の発言を聞いて廻っていた。官吏の不正を聞いたら調査して正常に戻し、のちには最高裁判官を置いた。オンブズマンとは、スウェーデン語です。Ombudsman と書き、行政に対する苦情を国民より受け付けて中立的な立場から原因を究明、是正措置を勧告して簡易、迅速に問題を解決する制度です。具体的には「法の施行の監視して不法行為の是正、行政の改革、人権の保

護」などで、行政を監視して個人の人権保護が目的です。

このように、**国家（権力者）による意志決定が難しい事態に陥った時に、政治体制や身分階級の序列に加わらない人が、その仲裁や査定を行うものとして制度化されてきました。**フィンランドの議会での制定は1919年で110年かかっている。デンマークは1955年に、イギリスは1967年、フランスは1973年に導入。またスペインではフランコ政府の破壊と共に導入され、ポルトガルも同時期に導入した。フィンランドは、日本の福祉関係者に人気の国のひとつで、より水準が高いとされるスウェーデンに比べ手が届きそうとを感じるのも理由だ。このように北欧でも女性の社会進出が高齢社会へのキーとされている。

2009年総務省の報告書を引用すると、おしゃれな音楽会という開会式の後、「オンブズマン業務に影響



を及ぼす現在の世界の動向」と「オンブズマンの業務手法とツールの開発」をテーマにした全体会議と6つのワークショップが開催された。スウェーデン議会オンブズマン200周年式典では、「ルーツ：スウェーデンのオンブズマン制度の起源をたどる」をメインテーマに各国のオンブズマンから制定までの経緯についてプレゼンがあった。各国はオンブズマンの名称だが、日本は総務省の行政相談委員制度で加入している。これは日本型オンブズマンとして世界が認めているからである。200百年前に誕生したオンブズマン制度とその思想は、その後は文化や歴史、政治体制の違いを超えて世界に拡大し、国の実情にあわせて発展してきている。オンブズマンの権限や位置づけは各国により少しずつ異なっているが、国家、社会の多様性を尊重しつつ、個人の人権の保護をめざすオンブズマンにとって共通方向性を示す、メルクマールの役割を果たしていることを強く認識できた式典であった。

特に、**ウクライナのオンブズマンのニーナさん**からの報告では、命からがら移民として、また難民として入国する人への、差別、虐待が多いそうです。彼女は、ウクライナで最も影響力のある女性とされています。そして、手を差し伸べた人たちから、多くの声が寄せられていることを、後で知りました。「あなたは、私たちの最後の希望です。」「あなたのような人が住んでいる国なら、子供や孫を育ててゆけると信じられるので、希望を持って強く生きぬこうと思えるようになりました。」と多くの人々が語っています。（「北欧の風に吹かれて」をお読みください。）



ストックホルム市庁舎メーラレン湖ほとり



カール16世グスタフ国王と王妃

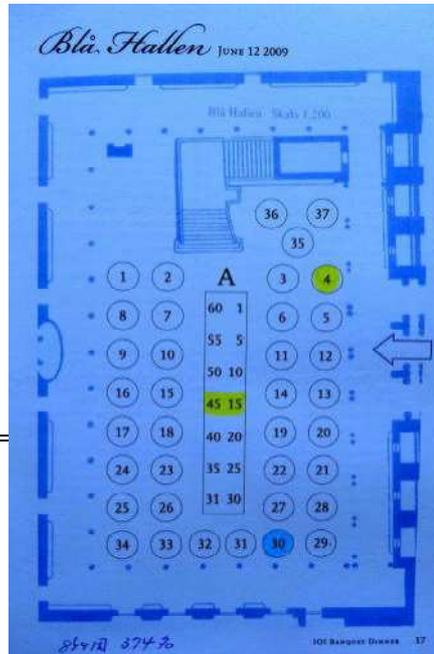


メインテーブル



★NO4のテーブル

スウェーデンのオンブズマン（淑女）と握手しています。（左上）
（席には、日本・カナダ2名・パキスタン2名・スウェーデン5名のオンブズマン）



★晩餐会の席表

15が国王、45が王妃の席です。
私は4番テーブルでした。1階が青の間、2階が黄金の間です。最後のデザートは花火の隊列が黄金の間から厳かにおりてきます。



乾杯



青の間（ブルーホール）



元国連事務総長のアナンさん（中央）
人権についての講演が行われた。



メニューと各国出席者名入り冊子
28ページ



NO4のテーブルで握手していた女性
（スウェーデンのオンブズマン）



アジアオンブズマンと



アフリカのオンブズマンと



パキスタンのオンブズマンと



国際会議場前の広場で遊ぶ少女たち



黄金の間（2階の晩餐会の控え室）

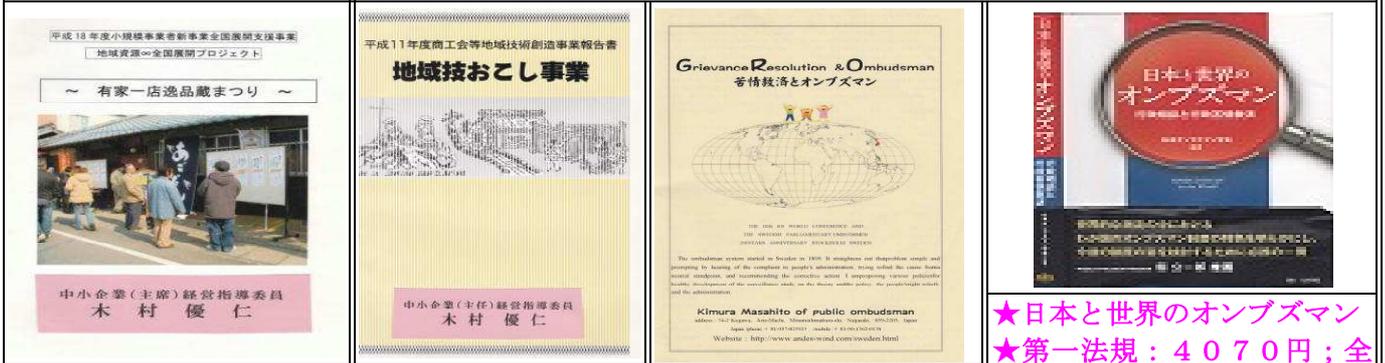


専属音楽隊（青の間）

第1号から第38号の主な表紙



第1号 (78頁) 昭和56年: 商業集積のスタート ★長寿食材を求めての旅 南米紀行 ★北欧の風に吹かれて 北欧紀行 ★南欧の風に吹かれて・ポルトガル・イタリア・パチカン



有家一店逸品蔵めぐり ★島原手延素麺を3分で食される開発品 ★オンブズマンとは ★日本と世界のオンブズマン ★第一法規: 4070円; 全国書店やネットで。(私も、ちょこっと書いています。)



★地域振興ビジョン策定 (街づくりの提案) ★地域資源を活用しての起業化の試み 第34号 春の褒章 藍綬褒章受章記念 第35号 自分史 最初・ひとりだけに拘った人生



第36号 人生の道草 (両親の歴史) *人生を支えてくれた母を中心に記述。私は受験勉強する必要がなかった。休まず出席しメモは取った。 第37号 内閣総理大臣受彰記念 便利帳1200部配付 (現在も配布中) *生存中に快適に過ごすことこそが大切と考え、提案しています。 第38号 法務大臣受彰記念 「暮らしのベンリングノート」 *小中高社会人の世代に沿った人権中心に実施した講演内容を列記。

● profile (プロフィール) ● 主な役職等 ●

◇法務省 人権擁護委員
 ◇島原人権擁護委員協議会 会長
 ◇長崎県人権擁護委員連合会 連合副会長
 ◇南島原くらしの総合相談所 所長
 ◇アンデス食文化研究所
 (長寿食材・発酵食・矛盾学・未来学)

◇国際オンブズマン **Ombudsman**
 ◇総務省 行政相談委員
 ◇長崎行政相談委員協議会 会長
 ◇九州行政相談委員連合協議会 連合会長
 ◇全国行政相談委員連合協議会 全相協役員

● 主な 受章・受彰・受賞歴



☆ 内閣総理大臣 ☆



☆ 総務大臣 ☆

受賞するたびに市長に報告



☆ 春の褒章 藍綬褒章 ☆

☆総務庁統計局長
 ☆中小企業庁中小企業大学長
 ☆全国商工会連合会長
 ☆長崎県警察本部長
 ☆長崎県交通安全協会会長
 ☆長崎行政評価事務所長
 ☆全国行政相談委員連合協議会長
 ☆九州管区行政評価局長
 ☆長崎県知事
 ☆総務大臣
 ☆南島原市 (市長) 表彰 (地方自治功労)

◆平成30年5月
 ☆長崎地方法務局長
 ◆令和元年5月
 ☆令和元年春の褒章 藍綬褒章
 ◆令和3年5月
 ☆全国人権擁護委員連合会長
 ◆令和4年10月
 ☆内閣総理大臣
 ☆法務省人権擁護局長
 ◆令和5年10月23日
 ☆法務大臣表彰 (他に14で総数31受賞)

◇ **International public Ombudsman** (国際オンブズマン)

★所属学会 (国内) : 日本オンブズマン学会 (本部 : 東京行政管理研究センター)

(JOS) **Japanese Association For Ombudsman Studies**

★研究登録 (国外) : 国際オンブズマン協会 (本部 : オーストリア・ウィーン)

(IOI) **International Ombudsman Institute**

★研究登録 (国外) : アジアオンブズマン協会 (本部 : パキスタン・イスラマバード)

(AOA) **Asian Ombudsman Association (Islamabad Pakistan)**

◇スマホのカメラアプリからQRコードを読み取り、ご訪問ください。



無料なんでも相談 (スマホ用)

風に吹かれて地球を歩く (総合案内)

暮らしのベンリン グノート (便利帳)

国際 オンブズマン

パソコン用 相談サイト

ライン (繋がり提案)

★発行人: 〒859-2205 長崎県南島原市有家町小川34番地2 南島原くらしの総合相談所長 木村 優仁

Mail : arie@minamishimabara.com

URL : <http://www.minamishimabara.com/>

電話& FAX : 0957-82-5923 携帯☎ : 090-1362-0138 2024.4.1 発行